

○研究段階におけるゲノム編集技術等の利用により得られた生物等の取扱いについて  
(申合せ)

(令和2年2月20日組換えDNA実験安全委員会決定)

---

名古屋大学において、研究段階におけるゲノム編集技術等の利用により得られた生物等の取扱いについては、それが「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)の対象であるかどうかに関わらず、カルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当する生物として取り扱い、「名古屋大学組換えDNA実験規程」に基づいて研究活動を実施するものとする。